

令和9年度

神奈川県立の中等教育学校の入学者の
募集及び決定に関する実施要領

令和8年7月

神奈川県教育委員会

目 次

令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する日程	2
令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する実施要領	3
I 募集定員、志願等	3
1 募集定員	
2 志願資格	
3 志願手続	
II 検査の方法等	4
1 検査	
2 検査日時等	
3 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い	
4 障害等のある受検者についての受検方法等の取扱い	
5 合格者の決定及び合格発表期日	
6 繰上げ合格	
III 教育長の承認	5
1 教育長の承認を必要とする者	
2 手続	
IV 入学手続等	6
1 入学の許可	
2 入学許可の取消し	
3 入学手続	
4 入学手続未了者の入学の許可の取消し	
5 入学辞退の手続	
6 繰上げ合格者の入学手続	
V その他	6
1 志願取消の手続	
2 志願状況等の問合せ対応	
3 その他	
＜様式等＞	7
令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱	15

令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する日程

年月日	スケジュール	
令和8年 7月28日(火) 7月31日(金)	★学校説明会 ◎平塚中等教育学校 7月28日(火) 場所：ひらしん平塚文化芸術ホール ◎相模原中等教育学校 7月31日(金) 場所：大和市文化創造拠点シリウス やまと芸術文化ホール	
11月上旬頃	★志願に関する説明動画公開 〔志願方法等について説明します。〕 神奈川県教育委員会ホームページ及び各中等教育学校のホームページに、 「説明動画」及び「受検案内」を掲載します。 ※対面形式による志願説明会は実施しません。また、受検案内は、紙では配 付せず、ホームページに掲載しますので、活用してください。	
12月7日(月) ～28日(月) 土曜日及び日曜日を 除く。	志願資格承認申請期間 〔申請が必要な志願者※ ¹ のみ〕 神奈川県教育委員会窓口又はe-kanagawa電子申請システム※ ² で行います。 ※1 申請が必要な志願者 〔 ・ 県外から本県に転居予定の者 ・ その他特別な事情がある者 〕 ※2 e-kanagawa電子申請システムでの受付期間は、12月21日(月)まで	
12月21日(月) ～ 令和9年 1月4日(月)	出願サイト上での志願手続 指定された出願サイト上で志願手続を行います。	
1月5日(火) ～7日(木) 期間内の消印有効	出願書類の提出 〔志願者が出願書類※ ³ を志願する中等教育学校に簡易書留で郵送します。〕 ※3 出願書類 〔 ・ 入学願書(第1号様式)[出願サイト上での志願手続後に印刷したもの] ・ 調査書(第2号様式)[12月末までの記録を小学校で記載し、厳封したもの] ・ その他必要な書類(志願資格や受検方法等について申請が必要な志願者) 〕	
2月3日(水)	検査(適性検査) 各中等教育学校で実施する予定ですが、志願者数等により別の会場となる場 合があります。検査会場は、志願する中等教育学校より通知されます。	
2月10日(水)	合格発表 合格発表専用のウェブサイト(合否照会サイト)上で行います。 合格者は、合格した中等教育学校で必ず合格通知書を受け取ってください。	
2月10日(水) 及び12日(金) 12日は午後3時まで	入学手続 各中等教育学校で行います。 〔 ・ 2月10日(水) 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ・ 2月12日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで 〕 2月11日(木・休)は入学手続を行いません。	

- 入学辞退等があった場合は、繰上げ合格を行います。繰上げ合格者の入学手続は、各中等教育学校で2月16日(火)までに行います。(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- 学校説明会の内容や時間等の詳細については、各中等教育学校のホームページを参照してください。

令和 9 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する実施要領

令和 9 年度神奈川県立の中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学者の募集及び決定は、神奈川県教育委員会が定めた「令和 9 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」に基づき定めるこの要領により実施する。

I 募集定員、志願等

1 募集定員

神奈川県立相模原中等教育学校 160 名
神奈川県立平塚中等教育学校 160 名

2 志願資格

中等教育学校に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、原則として平成 26 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日の間に出生した者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有する者とする。

ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が後記Ⅲに定める教育長の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程を令和 9 年 3 月 31 日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和 9 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 6 年の課程を修了した者又は令和 9 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者

3 志願手続

- (1) 志願者は、神奈川県立相模原中等教育学校又は神奈川県立平塚中等教育学校のいずれか 1 校を志願できるものとする。
- (2) 他の公立の中等教育学校又は併設型中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) 志願者は、出願サイト上で志願手続を行い、「入学願書（第 1 号様式）」及び「調査書（第 2 号様式）」等の出願書類を、志願する中等教育学校の校長（以下「中等教育学校長」という。）あてに簡易書留により郵送しなければならない。

なお、一度郵送された出願書類等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (4) 志願者は、神奈川県教育委員会が別に定める入学検定料を指定された方法により事前に納付する。

なお、一度納入された入学検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

- (5) 志願について、教育長の承認を必要とする者が教育長の承認を受けた場合、志願の際には「神奈川県立中等教育学校入学志願資格承認書（第 4 号様式）」を入学願書等と併せて郵送しなければならない。
- (6) 海外から移住してきた者及び帰国してきた者（以下「海外からの移住者等」という。）を保護者とする日本語指導が必要な志願者で受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、志願の際に「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第 5 号様式）」を入学願書等と併せて郵送しなければならない。

なお、受検方法等について、検査時間に係る教育長の承認を受けることができる者は、令和 9 年 2 月 1 日現在で移住後又は帰国後 3 年以内の者に限る。ただし、帰国後 3 年以内の者については、継続して 3 年以上海外に在住していた者に限る。

- (7) 障害等のある志願者のうち、受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、志願の際に「受検方法等申請書（第6号様式）」を入学願書等と併せて郵送しなければならない。
- (8) 出願サイト上での志願手続の期間は、令和8年12月21日（月）から令和9年1月4日（月）までとする。また、出願書類の提出期間は、令和9年1月5日（火）から同月7日（木）まで（期間内の消印有効）とする。

II 検査の方法等

1 検査

中等教育学校長は、適性検査を行う。

2 検査日時等

検査は令和9年2月3日（水）に行う。検査会場は、志願する中等教育学校とする。ただし、状況により会場を追加・変更する場合がある。また、内容及び時間は、次のとおりとする。

なお、検査会場及び解散予定時刻は、志願する中等教育学校より通知する。

内 容	時 間	所要時間
集 合 時 刻	9 : 0 0	—
検査についての注意	9 : 1 5 ～ 9 : 3 5	2 0 分
適 性 検 査 I	9 : 3 5 ～ 1 0 : 2 0	4 5 分
適 性 検 査 II	1 0 : 5 5 ～ 1 1 : 4 0	4 5 分
諸 連 絡	1 1 : 4 0 ～ 1 2 : 0 0	2 0 分

3 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常の受検者との取扱いとする。ただし、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第5号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

4 障害等のある受検者についての受検方法等の取扱い

検査の実施にあたっては、通常の受検者との取扱いとする。ただし、「受検方法等申請書（第6号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。

5 合格者の決定及び合格発表期日

(1) 合格者の決定

中等教育学校長は、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、前記1に定める検査の結果及び志願者が提出した「調査書（第2号様式）」による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から160名を合格者として決定する。

資料が整わない受検者については、前記1に定める検査及び参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

なお、検査の全て又は一部を受検していない者は、選考の対象としない。

(2) 合格発表期日

中等教育学校長は、令和9年2月10日（水）に、合否照会サイト上で合格発表を行う。

(3) 合格通知書

中等教育学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

6 繰上げ合格

- (1) 中等教育学校長は、合格者の発表後、令和9年2月16日（火）までに、後記Ⅳの4又は5等の事由により募集定員に欠員が生じた場合は、当初の合格者に加えて合格者（以下「繰上げ合格者」という。）を決定する。
- (2) 繰上げ合格者については、前記5の(1)による選考結果の当初の合格者の次の順位の者から順にあらかじめ定める者（以下「繰上げ合格候補者」という。）の中から決定する。
- (3) 繰上げ合格候補者に対しては、合格発表日に、繰上げ合格候補者であることを合否照会サイト上で通知する。
その後、繰上げ合格となった旨、又は繰上げ合格とならなかった旨を、定められた期間中に、合否照会サイト上で通知する。（校内掲示及び学校ホームページへの掲載はしない。）

Ⅲ 教育長の承認

前記Ⅰの3の(5)に定める教育長の承認を必要とする者及び手続については、次のとおりとする。

1 教育長の承認を必要とする者

- (1) 県外から本県に転居予定の者（志願者及び保護者が令和9年4月1日までに県内に居住する予定の者（一時的な県内への転居を除く。））
- (2) その他特別な事情があると教育長が認める者

2 手続

- (1) 前記1に該当する者は、「神奈川県立中等教育学校入学志願資格承認申請書（第3号様式）」に、志願者が在籍する小学校の校長の副申を添え、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記1の(1)に該当する者

(ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類

- a 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書（いずれも発行後6か月以内のもの）
- b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか（転居先の建物が建築中の場合等）
- c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
- d 家主との契約書（契約予定を含む。）
- e その他、転居予定の事実を証明できるもの

(イ) 転居取りやめの時は、入学を辞退する旨の「念書（第7号様式）」

(ロ) 前記(ア)の書類に記載の転居予定先となっている建物の所有者又は賃借人が志願者の保護者でない場合は、名義人による「同居同意書（第8号様式）」

イ 前記1の(2)に該当する者

その事実を証明できるもの

- (2) 承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

ア 窓口での申請

承認申請期間	受付時間	提出先
令和8年12月7日（月）から 12月28日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで	神奈川県教育委員会 教育局指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel (045) 210-8084(直通)

なお、教育長は、必要があると認める場合、上記の承認申請期間以降であっても、令和9年1月4日（月）の正午までは、志願の承認申請を受け付ける。（土曜日、日曜日及び令和8年12月29日（火）から令和9年1月3日（日）までを除く。）

イ e-kanagawa 電子申請システムによる申請

承 認 申 請 期 間	申 請 先
令和 8 年 12 月 7 日（月）午前 9 時から 12 月 21 日（月）午後 4 時まで	神奈川県教育委員会ホームページに 掲載

なお、前記(1)の必要書類については、電子データをアップロードすることにより提出する。
(3) 教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、「神奈川県立中等教育学校入学志願資格承認書（第 4 号様式）」を交付する。

IV 入学手続等

1 入学の許可

入学の許可は、合格者に中等教育学校長が合格通知書を交付することによって行う。

2 入学許可の取消し

中等教育学校長は、志願又は入学者決定のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

3 入学手続

合格者は、合格通知書受領後、令和 9 年 2 月 10 日（水）午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで又は令和 9 年 2 月 12 日（金）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時までに、別に定める誓約書を合格した中等教育学校長に提出しなければならない。また、合格者は、当該中等教育学校長が指定する期日までに、入学料を納付しなければならない。

4 入学手続未了者の入学の許可の取消し

中等教育学校長は、前記 3 の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

5 入学辞退の手続

合格者は、合格発表後、入学を辞退する場合は「入学辞退届（第 9 号様式）」を速やかに合格した中等教育学校長へ提出しなければならない。

6 繰上げ合格者の入学手続

繰上げ合格者は、合格通知書受領後、前記 3 に定める入学手続を令和 9 年 2 月 16 日（火）までに行う。

V その他

1 志願取消の手続

志願者は、合格発表期日前に志願を取り消す場合、「志願取消届（第 10 号様式）」を、速やかに志願先の中等教育学校長へ提出しなければならない。

2 志願状況等の問合せ対応

中等教育学校長は、この要領において定める場合のほか、志願者数、合格者名等の入学者の募集及び決定に関する問合せには一切応じないものとする。

3 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式

令和9年度

受検番号

神奈川県立中等教育学校 入学願書

県立_____中等教育学校長 殿

貴校に入学を志願します。

令和____年____月____日

写真

志 願 者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
	現住所	
	転居予定先住所	
保 護 者	連絡先電話番号	(令和 年 月 日転居予定)
	在 籍 小学校名	
	氏 名	
	現住所	
	☐ 令和9年4月1日より、志願者本人及び保護者が県内に住所を有する。	

受検番号※

(※この欄には記入しない。)

調 査 書

- ① 各教科の学習の記録は、第6学年の12月末までの小学校学習指導要領に基づく学習の記録を小学校児童指導要録の評定に相当するものとして記載する。
- ② 入学等の欄は、現在籍校に入学又は転編入学した年月を記載し、該当箇所に○をつける。
- ③ 字句を訂正したときは、公印を用いてその旨を明らかにする。

学 籍 の 記 録	フリガナ	性別
	児童氏名	
	生年月日 平成 年 月 日	
	現住所	
	入学等 令和 年 月 第 学年	{ 入学 転入学 編入学 (いずれかに○)
	卒業 令和 年 月 卒業見込	

各 教 科 の 学 習 の 記 録								
国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語

記載者氏名

⑧

本書の記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

小学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

神奈川県立中等教育学校入学志願資格承認申請書

神奈川県教育委員会教育長

令和 年 月 日

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

下記事情により、県立中等教育学校の志願資格承認申請をします。

1 志願者及び保護者の氏名・現住所（転居予定先）等

	氏 名	現住所・連絡先電話番号	転居予定住所（転居予定期日）
志願者	フリガナ		
	生年月日 平成 年 月 日		
	(令和 年 月 日)		
保護者	父	フリガナ	
	電話番号： _____	(令和 年 月 日)	
	母	フリガナ	
	電話番号： _____	(令和 年 月 日)	
	フリガナ		
電話番号： _____	(令和 年 月 日)		

2 在籍小学校名 _____ 立 _____ 小学校

3 申請に関する事由（具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。）

（記入欄）

※[小学校長意見及び副申欄]

本校在籍の児童 _____ の神奈川県立中等教育学校への入学志願に際し、上記申請内容に間違いがないことを証明します。また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。（特別な事情がある場合には以下に具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。）

（記入欄）

令和 年 月 日

小学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

※[神奈川県教育委員会使用欄]

提示及び 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等	2 念書（第7号様式）
	3 同居同意書（第8号様式）	4 その他（ _____ ）

※印の欄は、申請者は記入しないこと。

令和 年 月 日

様

神奈川県教育委員会教育長

神奈川県立中等教育学校入学志願資格承認書

令和9年度神奈川県立中等教育学校に入学志願することを承認します。

(注) この承認書を、入学願書を郵送する際に添付すること。

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

住 所

神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する実施要領のⅠの3の(6)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 志願する中等教育学校

神奈川県立	中等教育学校
-------	--------

2 帰国（入国）後の状況（具体的に記入してください。）

帰国（入国）年月日	令和 年 月 日	帰国（入国）前の国名	
帰国（入国）後の編入学校名			
帰国（入国）後の編入学年			

3 適性検査実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書で記入してください。）

--

4 申請の理由（具体的に記入してください。）

--

5 小学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。 なお、検査時間に係る申請をした場合、帰国後3年以内の者が継続して3年以上海外に在住していることを確認しています。 (申請内容について追加することがあれば記入してください。)	
令和 年 月 日	
小学校名	
校長氏名	
所在地	
電話番号	

印

受検方法等申請書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

住 所

神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する実施要領のⅠの３の(7)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 志願する中等教育学校

神奈川県立	中等教育学校
-------	--------

2 適性検査実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書で記入してください。）

--

3 申請の理由（具体的に記入してください。）

車椅子使用の有無（該当する方に○印をつけてください。）	有 ・ 無

4 小学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。 （申請内容について追加することがあれば記入してください。）	
令和 年 月 日	
小学校名	印
校長氏名	
所 在 地	
電話番号	

念 書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

志願者氏名 _____

保護者氏名(署名) _____

令和 年 月 日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、神奈川県立中等教育学校への入学を辞退します。

転居先住所 _____

同 居 同 意 書

令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長

私、_____は、令和 年 月 日より、志願者_____
及びその保護者_____と同居することに同意しています。

住所 _____

氏名(署名) _____

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

神奈川県立

中等教育学校長

受 検 番 号 _____ 番

フリガナ
志願者氏名 _____

保護者氏名(署名) _____

入学を辞退します。

..... <切り取り>

志 願 取 消 届

令和 年 月 日

神奈川県立

中等教育学校長

受 検 番 号 _____ 番

フリガナ
志願者氏名 _____

保護者氏名(署名) _____

志願を取り消します。

令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

令和9年度神奈川県立の中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の入学者の募集及び決定は、この要綱の定めるところによる。

1 募集定員

神奈川県立相模原中等教育学校 160 名

神奈川県立平塚中等教育学校 160 名

2 志願資格

中等教育学校に入学を志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、原則として平成26年4月2日から平成27年4月1日の間に出生した者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)が県内に住所を有する者とする。ただし、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程を令和9年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和9年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの者

3 志願手続

(1) 志願範囲

志願者は、神奈川県立相模原中等教育学校又は神奈川県立平塚中等教育学校のいずれか1校を志願できるものとする。

(2) 志願方法

志願者は、出願サイト上で志願手続を行い、入学願書その他必要な書類等を志願先の中等教育学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 出願期間

出願期間は、令和8年12月21日(月)から令和9年1月4日(月)までとする。また、出願書類の提出期間は、令和9年1月5日(火)から同月7日(木)まで(当該期間内の消印があるものを受け付ける。)とする。

4 検査方法

- (1) 中等教育学校の校長は、適性検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び帰国してきた者を保護者とする日本語指導が必要な志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査の期日

検査の期日は、令和9年2月3日(水)とする。

6 合否決定及び合格発表の期日

(1) 合否決定

中等教育学校の校長は、前記4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から160名を合格者として決定する。

(2) 合格発表の期日

合格発表の期日は、令和9年2月10日(水)とする。

7 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に中等教育学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 中等教育学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

(2) 中等教育学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学者に欠員が生じたときは、中等教育学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、中等教育学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。



教育委員会教育局 指導部 高校教育課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 (045)210-8084

◆ 中等教育学校に関する情報は、県教育委員会のホームページで閲覧できます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/chuto.html>